

熊本市自殺総合対策計画（仮称）
素案

1	目次	
2	第1章 計画の概要	3
3	1 計画策定の趣旨	3
4	2 基本理念	4
5	3 計画の位置付け	5
6	4 計画の期間	5
7	5 数値目標	6
8	6 計画の進行管理	7
9	第2章 熊本市の現状.....	8
10	1 熊本市の自殺の特徴	8
11	2 統計で見る熊本市の自殺の現状	9
12	(1) 熊本市の自殺者数と自殺死亡率の推移	9
13	(2) 性別・年齢階層別の状況	10
14	(3) 職業別の状況	13
15	(4) 原因・動機別の状況	14
16	(5) 場所別・手段別の状況	17
17	(6) 自殺未遂歴の有無別の状況	18
18	3 熊本地震後の健康調査結果	19
19	第3章 自殺対策の取組.....	20
20	1 基本方針	20
21	(1) 生きることの包括的な支援と熊本地震からの復興支援	20
22	(2) 関連施策との有機的な連携	20
23	(3) 段階に応じたレベルごとの対策	20

1	(4) 実践と啓発を両輪として推進.....	21
2	(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進.....	22
3	2 施策の体系.....	23
4	3 基本施策	24
5	(1) 地域におけるネットワークの強化.....	24
6	(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	25
7	(3) 市民への啓発と周知.....	26
8	(4) 生きることの促進要因への支援.....	29
9	4 重点施策	33
10	(1) うつ病等対策.....	34
11	(2) 高齢者対策	36
12	(3) 生活困窮者対策.....	38
13	(4) 勤務・経営問題対策	40
14	(5) 子ども・若者対策.....	43
15	(6) 震災関連対策.....	46
16	5 関連施策	49
17	第4章 自殺対策の推進体制	55
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		

1

2 第1章 計画の概要

3 1 計画策定の趣旨

4 わが国では、1998（平成10）年に自殺者数が3万人を超え、その後も毎
5 年3万人前後の自殺者を出すという状況が続いてきました。こうした状況
6 を受け、2006（平成18）年に自殺対策基本法が成立しました。これまで、
7 自殺は個人の問題として考えられがちでしたが、すべての国民に関する
8 問題として、社会全体で取り組む課題であると考えられるようになりました。
9

10 また、2016（平成28）年には自殺対策基本法が改正され、各関連施策と
11 の連携による自殺対策の一層の推進と、各自治体への自殺対策計画の策定
12 が義務付けられました。

13 本市では、これまで自殺対策に特化した計画はありませんでしたが、「第
14 6次熊本地域保健医療計画」や「第2次健康くまもと21基本計画」におい
15 て自殺対策に係る目標を掲げ、自殺者の減少に取り組んできました。このた
16 びの法改正を受け、改めて全市をあげて自殺対策に取り組む上で地域の課
17 題を整理し、今後の方針等を定めるため、自殺対策計画を策定することと
18 なりました。

19 計画の策定に当たっては、全庁的な協議を経て、地域の関係機関・団体
20 によって構成される自殺対策連絡協議会とも協議を行いました。

21 この計画では、自殺に追い込まれる市民を一人でも少なくすることを目
22 指すとともに、自殺対策を社会全体の問題として、行政、関係機関及び学
23 校等をはじめ、すべての市民それぞれが主体的に取り組むことを目指すも
24 のです。

25

26

2 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「支えあう熊本市」の実現を目指す

自殺は、様々な要因により心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなくなったときに起こることが知られています。また、自殺の原因となる様々な要因のうち、多重債務や長時間労働等の社会的要因については制度の見直しや相談支援体制の整備等の社会的な取組により防ぐことができます。

これらのことから、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的問題であると言えます。

そのため、自殺対策は生きることの包括的な支援として実施することが必要です。

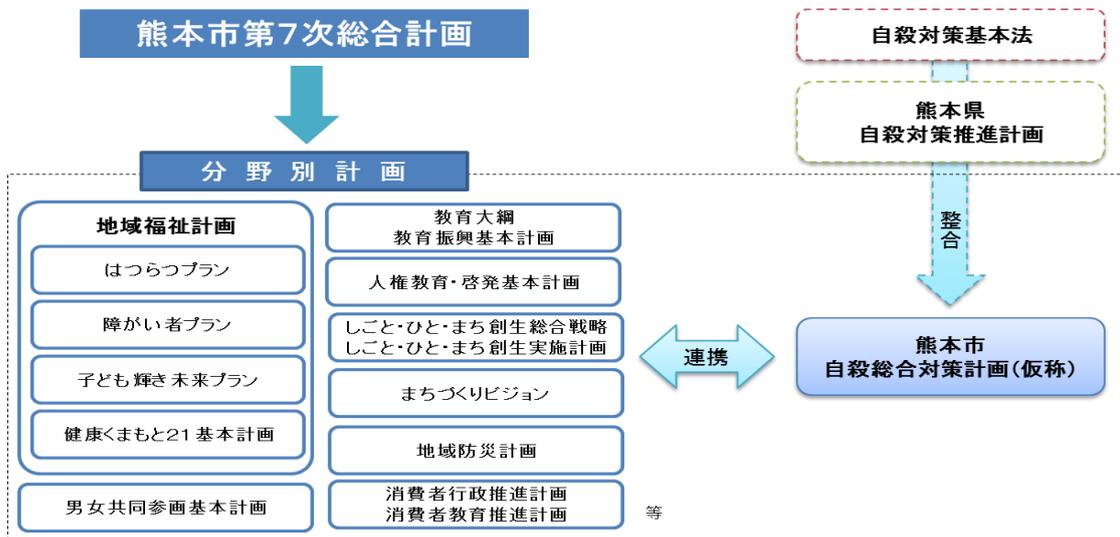
本市では行政、関係機関、市民がともに支えあって住みやすいまちづくりを進めることで、『誰も自殺に追い込まれることのない「支えあう熊本市」の実現』を目指します。

1 3 計画の位置付け

2 本計画は、2016（平成 28）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国
3 の定める自殺対策大綱及び熊本県の定める第 2 期熊本県自殺対策推進計画
4 の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第 13 条に定める「市町村自殺対策計画」
5 として策定するものです。

6 本市には、総合計画をはじめ様々な計画がありますが、本計画は総合計画
7 の中の分野別計画の一部として位置付けており、その他の各種計画との連携
8 を図りながら、自殺対策を推進していくこととしています。

9



10

11

12 4 計画の期間

13 この計画の実施期間は、2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年
14 間とします。2023 年までの数値目標の達成に向けて、各施策に取り組みま
15 す。なお、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合、必
16 要に応じて見直しを行うことを検討します。

17

18

19

20

21

22

5 数値目標

自殺対策における数値目標は、人口 10 万人あたりの自殺による死亡者数を示す自殺死亡率を用います。

国全体としては、自殺死亡率を先進諸国と同程度の水準まで減少させることを目指しており、具体的には 2026 年までに 2015（平成 27）年の水準から 30%減少させる（自殺死亡率を 13.0 以下にする。）ことを目標としています。

本市ではこの目標を参考としながら、本市の自殺死亡率が国の自殺死亡率を下回っている現状を踏まえ、計画最終年である 2023 年までに 2015（平成 27）年の水準から 30%減少させることを目指します。

したがって、本計画では、計画の最終年にあたる 2023 年までに自殺死亡率を 12.0 以下まで減少させることを目標とします。

数値目標を達成できるよう、市役所全体としての取組はもとより、関係機関との連携等を行うことによって自殺対策を推進していきます。

計画の目標値



（参考）国の目標値



6 計画の進行管理

本計画で定められた施策については、定期的に進捗状況の評価等を行います。

また、本計画で定められている施策の中で、各個別計画に基づき実施されている施策については、それらの個別計画の評価等に基づき進捗状況の管理を行うこととします。

なお、施策の実施状況や指標の達成状況等については、熊本市自殺対策推進本部や熊本市自殺対策連絡協議会へ報告し、検証することで本計画の効果的な推進を図っていきます。

さらに、評価の結果に応じて、適宜計画の見直し等を行っていくことで、本計画におけるPDCAサイクルの確立に努めます。

1 第2章 熊本市の現状

2 1 熊本市の自殺の特徴

熊本市における7つの特徴（H24年～H28年の5年間合計）¹

- ①女性の自殺者数の割合は、全国の割合を上回っています。[図3]
- ②年齢階層別の自殺者の割合は、20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代及び60歳代において全国の割合を上回っています。[図5]
- ③自殺は、10歳代から30歳代の死因の第1位、40歳代の死因の第2位であり、若年世代や働きざかり世代において深刻な問題です。[表1]
- ④自殺者の64.3%は無職者です。ただし、20歳代から40歳代の男性では、被雇用者・勤め人の割合が多くなっています。[図6・7]
- ⑤自殺の原因・動機では、健康問題が最も多くなっています。そのうち、約半数は「うつ病」となっています。[図9] [表2・3・4]
- ⑥自殺未遂歴のある人の割合は、男女ともに全国の割合を上回っています。[図12]
- ⑦「熊本市地域自殺実態プロファイル」では、自殺者の属性として、(1)60歳以上の男性の無職者で同居人のいる人、(2)60歳以上の女性の無職者で同居人のいる人、(3)40歳から59歳の男性の有職者で同居人のいる人の順に多くなっています。[32頁]

3
4

¹使用する統計

自殺対策に関する統計は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2つで把握された数字を記載しています。2つの統計にはそれぞれ若干の数字の違いがあります。それぞれの違いは以下のとおりとなります。

- 人口動態統計…対象は日本における日本人のみ。各市町村へ提出される死亡届けに基づき自殺者数を把握。自殺、他殺、事故死のいずれか不明の場合は自殺以外で処理。
- 自殺統計…対象は総人口（日本における外国人も含む。）。捜査等により、自殺であると判明した時点で自殺者として計上。

1 2 統計で見る熊本市の自殺の現状

2 大綱での数値目標の基準年である 2015（平成 27）年における本市の自殺
3 者数は 127 人で、自殺死亡率は 17.2 となっています。国全体の自殺者数は
4 2003（平成 15）年の 34,427 人をピークに減少傾向にあり、本市の自殺者
5 数も同様に概ね減少傾向にあります。

6 2015（平成 27）年は 5 年ぶりに増加に転じましたが、熊本地震の発生し
7 た 2016（平成 28）年には再び減少しており、現在も減少傾向は続いていま
8 す。この状況を続けていくために、更なる対策を推進していきます。

9

10 (1) 熊本市の自殺者数と自殺死亡率の推移

11 2006（平成 18）年以降の本市の自殺者数と自殺死亡率の推移は次のと
12 おりとなっています。（図 1）

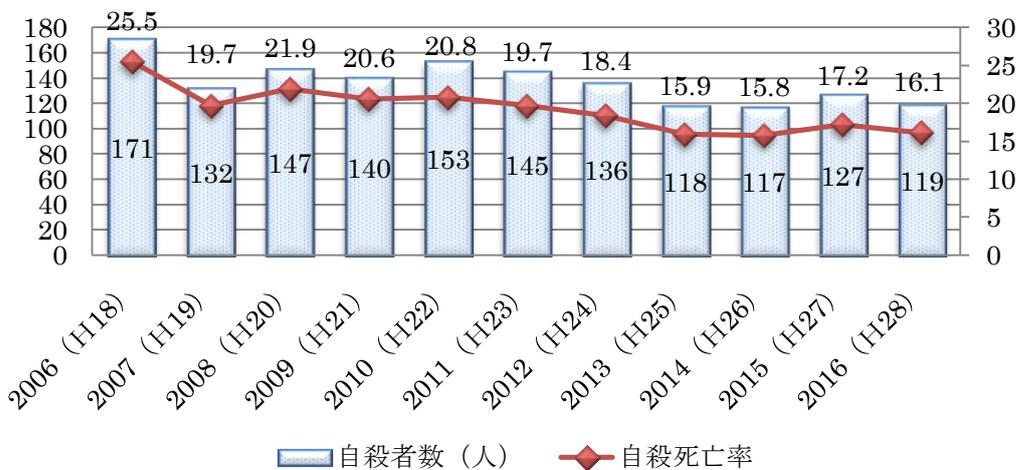
13 この期間で自殺者数が一番多い年は 2006（平成 18）年で 171 人、一
14 番少ない年は 2014（平成 26）年で 117 人でした。また、この期間の平均
15 自殺者数は 136.8 人となっています。本市では、現在でも毎年約 100 人
16 の方が自殺で亡くなっています。

17 自殺死亡率でみると、最も低い年は 2014（平成 26）年の 15.8 になり
18 ます。2008（平成 20）年頃は自殺死亡率 20 前後となっていました
19 が、ここ数年は 16 程度で推移しています。

20

21 図 1 自殺者数と自殺死亡率の推移

22



23

24

【出典】自殺統計より作成

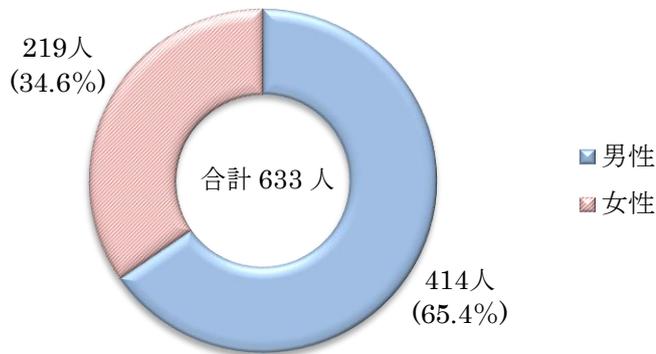
1 (2) 性別・年齢階層別の状況

2 2012（平成 24）から 2016（平成 28）年まで（以下、「過去 5 年間」
3 という）の男女別・年齢階層別の自殺者数をまとめています。

4 本市の性別の自殺者数では、男性の割合（65.4%）が女性よりも多く
5 なっています（図 2）が、男女の構成割合を見てみると、本市の女性の
6 割合（34.6%）は、全国の女性の割合（31.3%）を上回っています。（図
7 3）

8

9 **図 2** 自殺者の男女比（H24-28）



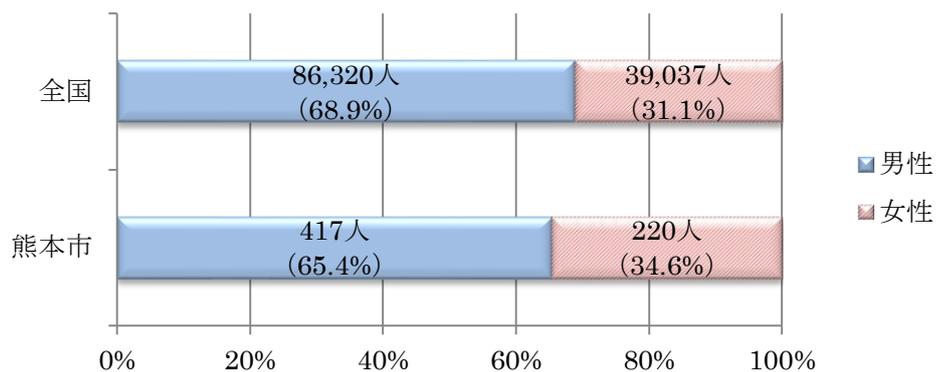
10

11

【出典】自殺統計より作成

12

13 **図 3** 男女割合の比較（H24-28）



14

15

【出典】自殺統計より作成

16

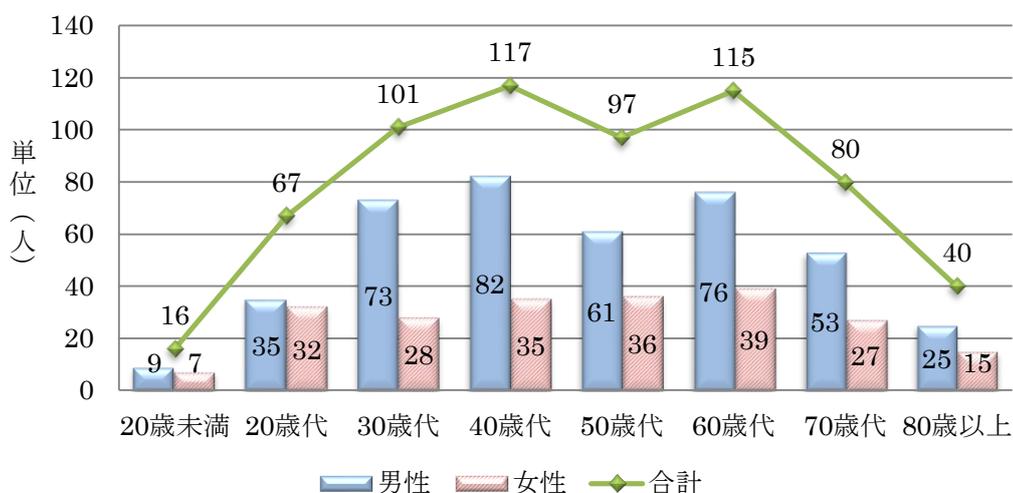
17

18

性別・年齢階層別では、自殺者数の多い方から、男性では40歳代（82人）、60歳代（76人）、30歳代（73人）の順となっており、また、女性では60歳代（39人）、50歳代（36人）、40歳代（35人）の順となっています。（図4）

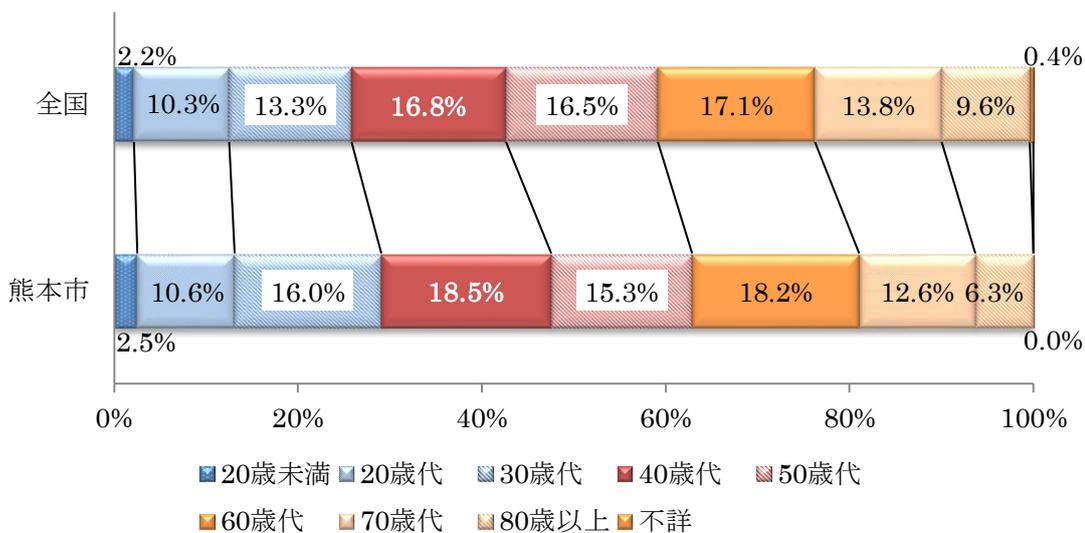
各年齢階層の構成割合を全国と比べると、20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代及び60歳代において、本市が全国を上回っています。（図5）

図4 性別・年齢階層別の自殺者数（H24-28）



【出典】自殺統計より作成

図5 年齢階層別構成割合の比較（H24-28）



【出典】自殺統計より作成

次に、過去5年間の年齢階層別（10歳ごと）の死亡原因を見ると、10歳代から30歳代の死因第1位が自殺になっています。40歳代でも2位となっており、若年世代で、自殺は死因の上位を占めています。（表1）

表1 熊本市の年齢階級別死因順位（H24-28）

(単位:人)

	1位		2位		3位		備考 自殺の順位
	死因	死亡者数	死因	死亡者数	死因	死亡者数	
10歳未満	循環器系の先天奇形	16	その他の呼吸器系の疾患	10	不慮の事故/他に分類されないもの	7	-
10歳代	自殺	16	悪性新生物	9	不慮の事故	7	
20歳代	自殺	61	悪性新生物	13	不慮の事故	12	
30歳代	自殺	98	悪性新生物	59	不慮の事故	23	
40歳代	悪性新生物	205	自殺	113	心疾患(高血圧性除く)	70	
50歳代	悪性新生物	596	心疾患(高血圧性除く)	138	脳血管疾患	107	4位
60歳代	悪性新生物	1,692	心疾患(高血圧性除く)	395	脳血管疾患	234	4位
70歳代	悪性新生物	2,432	心疾患(高血圧性除く)	748	脳血管疾患	457	12位
80歳代	悪性新生物	3,317	心疾患(高血圧性除く)	1,986	肺炎	1,233	31位
90歳代	心疾患(高血圧性除く)	1,524	老衰	1,179	悪性新生物	1,096	42位
100歳以上	老衰	285	心疾患(高血圧性除く)	134	肺炎	91	-

【出典】人口動態統計より作成

1 (3) 職業別の状況（警察庁自殺統計より）

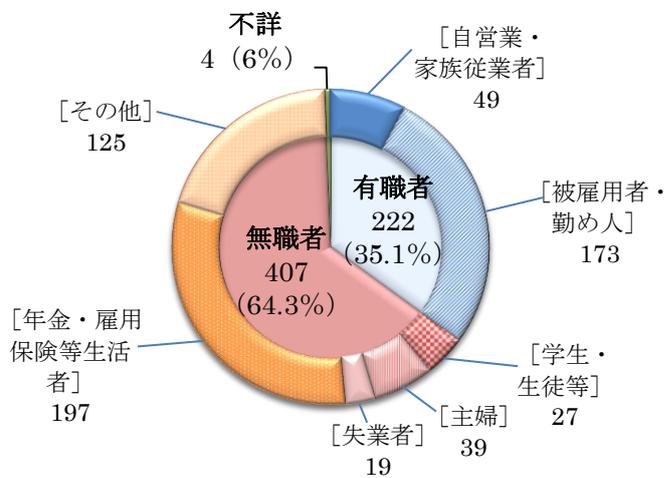
2 過去5年間の職業別の自殺者数をまとめています。

3 自殺者数を職業別にみると、無職者が64.3%と多くなっています。また、
4 無職者のなかでも、年金・雇用保険等生活者が最も多くなっています。（図
5 6）

6 性別・職業別・年齢階層別でみると、20歳代から40歳代の男性では被
7 雇用者・勤め人が多くなっています。（図7）

8

9 **図6** 職業別の自殺者数（H24-28） （単位：人）



10

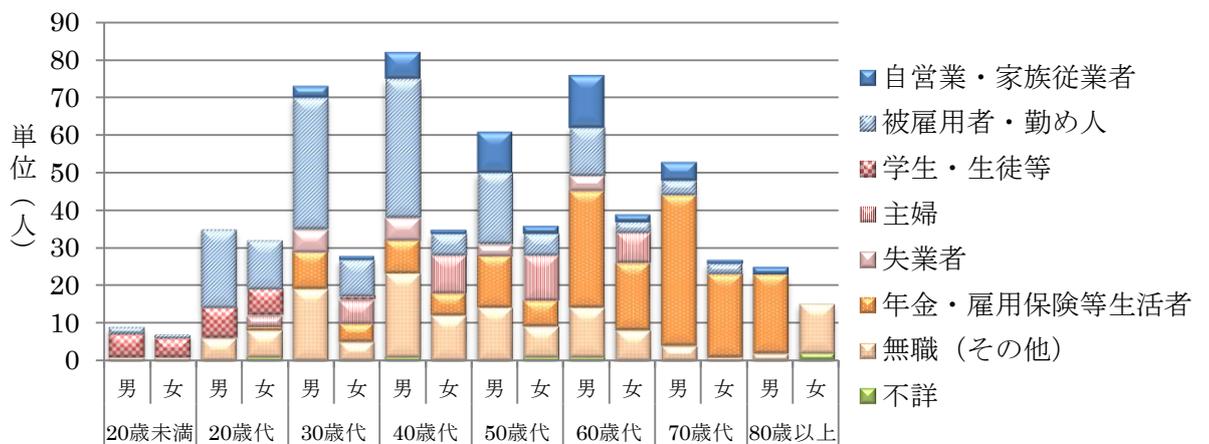
11

12

13

【出典】自殺統計より作成

図7 性別・職業別・年齢階層別の自殺者数（H24-28）



14

15

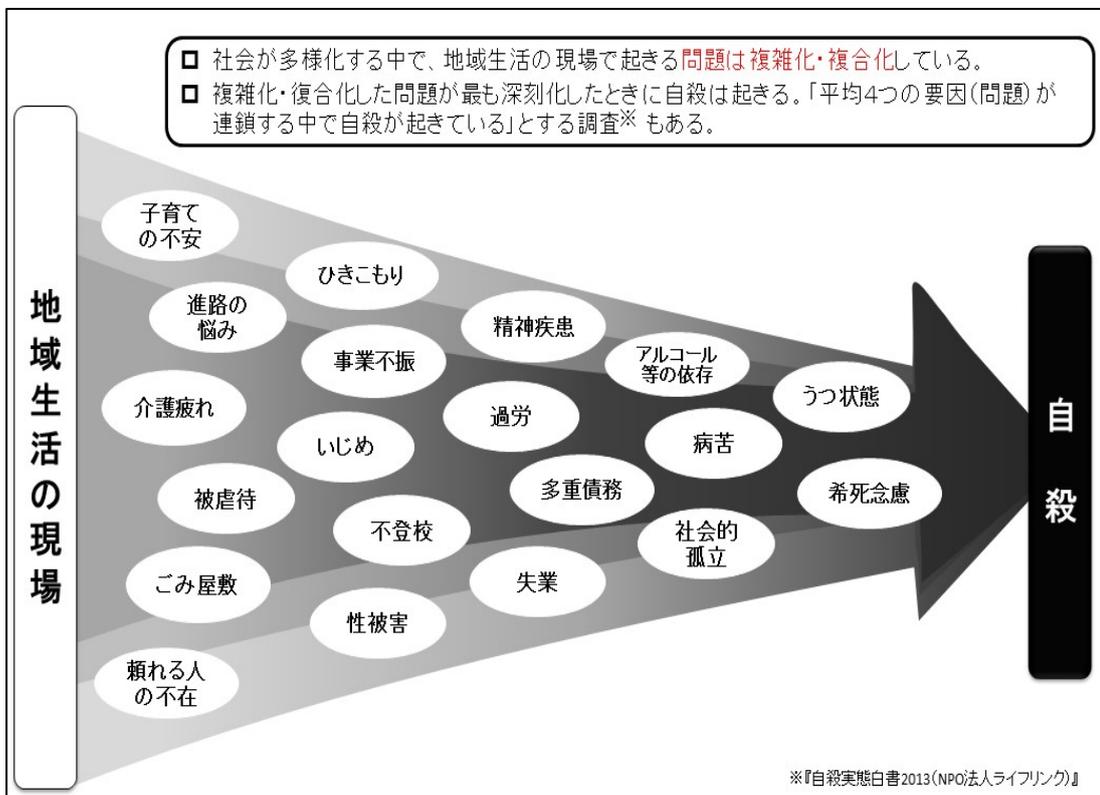
【出典】自殺統計より作成

1 (4) 原因・動機別の状況

2 自殺は、多くの場合、様々な要因が重なって起きると言われています。
3 NPO 法人ライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきたのは、自
4 殺は平均4つの要因が連鎖する中で起きているということです。図8では
5 様々な問題が自殺の原因となり、複数の問題が積み重なって、最終的に自
6 殺に至る状況を示しています。

7 自殺の一番近くにはうつ状態や希死念慮がありますが、その状態に至る
8 までには様々な原因が繋がっていることがわかります。

9
10 図8 自殺の危機要因イメージ図



11

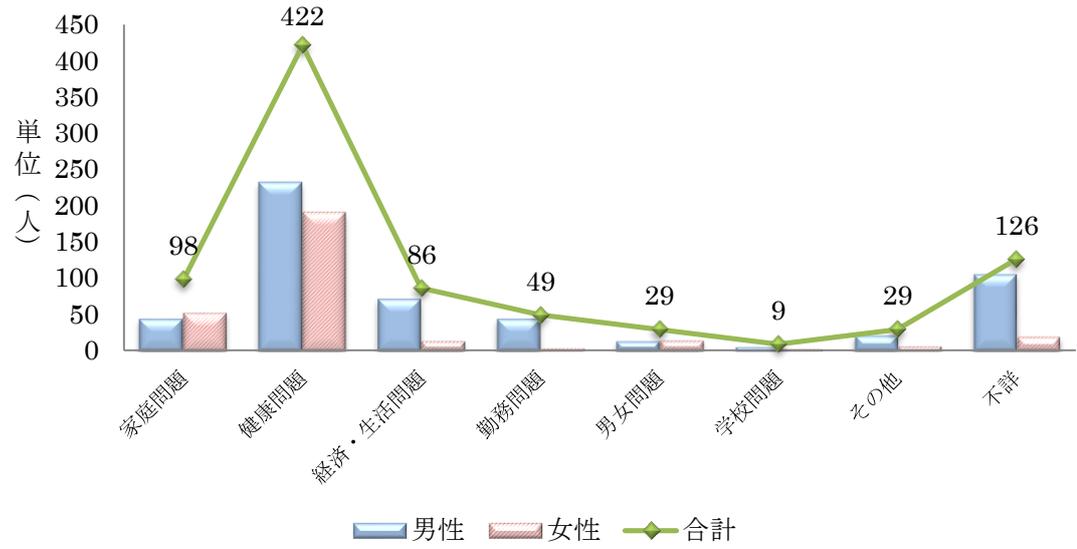
12

13

【出典】厚生労働省資料

1 過去5年間の原因・動機別²の自殺の状況をまとめています。
 2 自殺の原因・動機をみると、健康問題が最も多くなっています。(図9)
 3 性別・年代別でも、健康問題が最も多くなっています。一方で、2
 4 位以降については、男性では、経済・生活問題や勤務問題が多くなっている
 5 のに対し、女性では、家庭問題が多くなっています。(表2・表3)

7 **図9** 自殺の原因・動機 (H24-28)



【出典】自殺統計より作成

² 原因・動機については、1人の自殺者において、3つまで選択することができます。そのため、自殺者数と一致しません。

1 表2 年齢階層別の自殺の原因・動機（男性）

	1位	2位	3位
20歳未満	健康問題	学校問題	家庭問題
20歳代	健康問題	経済・生活問題	勤務問題
30歳代	健康問題	経済・生活問題	勤務問題
40歳代	健康問題	経済・生活問題/勤務問題	
50歳代	健康問題	経済・生活問題	勤務問題
60歳代	健康問題	経済・生活問題	家庭問題
70歳代	健康問題	経済・生活問題	家庭問題
80歳以上	健康問題	家庭問題/経済・生活問題	

2 ※「不詳」は除く

3 【出典】自殺統計より作成

4 表3 年齢階層別の自殺の原因・動機（女性）

	1位	2位	3位
20歳未満	健康問題	家庭問題/経済・生活問題/学校問題	
20歳代	健康問題	男女問題	家庭問題/勤務問題/その他
30歳代	健康問題	家庭問題	男女問題
40歳代	健康問題	家庭問題	男女問題
50歳代	健康問題	家庭問題	経済・生活問題
60歳代	健康問題	家庭問題	経済・生活問題/その他
70歳代	健康問題	家庭問題	経済・生活問題
80歳以上	健康問題	家庭問題	その他

6 ※「不詳」は除く

7 【出典】自殺統計より作成

8
9 次に、主な原因・動機について、詳細な状況についてまとめています。
10 健康問題では「うつ病」、家庭問題では「夫婦関係の不和」、経済・生活
11 問題では「多重債務」、勤務問題では「仕事疲れ」が最も多い原因・動機
12 となっています。（表4）

13 表4 自殺の原因・動機の内訳（男女計）

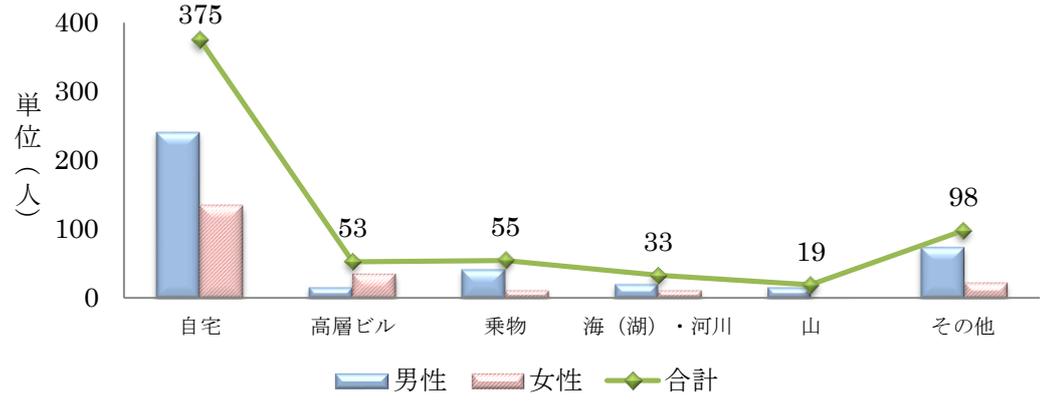
（単位：人）

1位	健康問題	422	2位	家庭問題	98	3位	経済・生活問題	86	4位	勤務問題	49
(内訳)	うつ病	219	(内訳)	夫婦関係の不和	29	(内訳)	多重債務	23	(内訳)	仕事疲れ	14
	身体の病気	87		家族の将来悲観	18		生活苦	20		職場の人間関係	11
	統合失調症	58		親子関係の不和	14		負債(その他)	18		仕事の失敗	10

15
16 【出典】自殺統計より作成

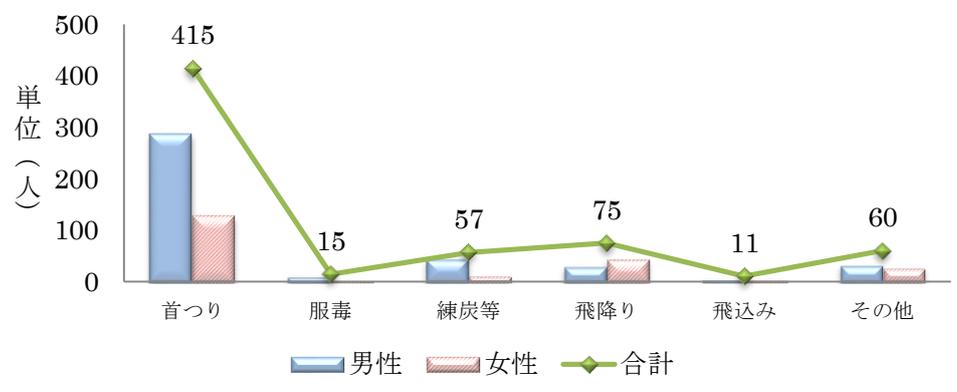
1 (5) 場所別・手段別の状況
 2 過去 5 年間の自殺者を場所別で見ると、自宅が最も多くなっています。
 3 (図 10) また、手段別では、首つりが最も多くなっています。(図 11)
 4 なお、場所と手段には関係が見られます。(表 5)
 5

6 **図 10** 自殺の場所 (H24-28)



7
8 【出典】自殺統計より作成

9
10 **図 11** 自殺の手段 (H24-28)



11
12 【出典】自殺統計より作成

13
14 **表 5** 場所別・手段別の状況 (男女計)

(単位:人)

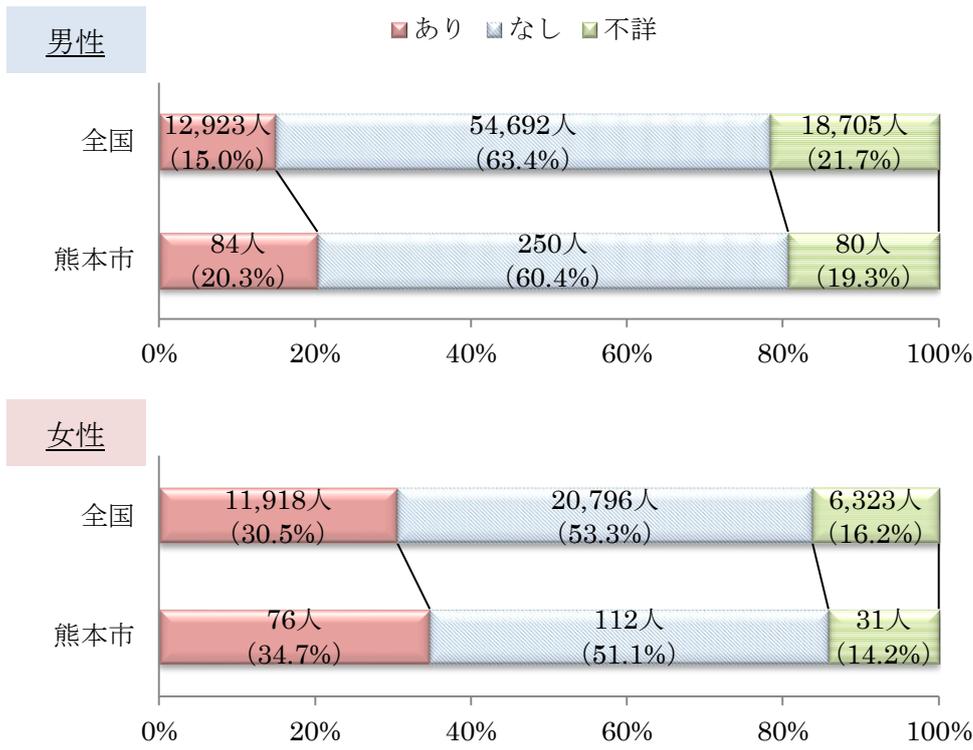
1位	自宅	375	2位	乗物	55	3位	高層ビル	53
(手段)	首つり	317	(手段)	練炭等	41	(手段)	飛降り	53
	その他	29		その他	12			
	練炭等	15		首つり	6			

15
16 【出典】自殺統計より作成

1 (6) 自殺未遂歴の有無別の状況
 2 過去5年間の自殺者の未遂歴の有無をまとめています。
 3 男性の自殺未遂歴がある自殺者数の割合は20.3%、女性は34.7%で、男
 4 女ともに全国の割合を上回っています。(図12)

5
6
7

図12 自殺未遂歴の有無の比較 (H24-28)



8

9

10

11

【出典】自殺統計より作成

1 第3章 自殺対策の取組

2 1 基本方針

3 (1) 生きることの包括的な支援と熊本地震からの復興支援

4
5 自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題など、様々な問題が原因
6 となって引き起こされています。自殺は「平均して4つの要因が連鎖
7 して引き起こされる」という調査結果（NPO法人ライフリンク調査に
8 よる。）もあります。様々な要因を抱える方を地域全体の取組を通して包
9 括的に支援することで、自殺リスクを低下させていくことが必要です。

10 また、本市は2016（平成28）年4月の熊本地震で市全体に大きな被害
11 を受け、今、復興への道を少しずつ歩んでいます。そのような中、個人
12 レベルでは生活再建の進み方に差が出てくることが懸念されています。

13 被災された市民の皆さんが、震災前の暮らしを取り戻せるよう支援す
14 ることで、熊本地震の影響による自殺の防止に努めます。

15 (2) 関連施策の有機的な連携

16
17
18 自殺に追い込まれる人を一人でも少なくするためには、精神保健に関
19 する取組だけでなく、社会的な視点や経済的な視点を含んだ様々な取組
20 が必要になります。このような取組が効果的に作用するためには、様々
21 な分野の関係者や組織が有機的に連携することが重要です。

22 これまでも、一部の関係者や組織等の間では連携した取組が行われて
23 きましたが、自殺対策をより効果的に進めていくためには、さらなる関
24 係者間の連携が必要になります。また、これらの関係者が自殺対策の一
25 部を担っているという意識を共有することが、連携を深めていくため
26 にも重要なこととなります。

27 (3) 段階に応じたレベルごとの対策

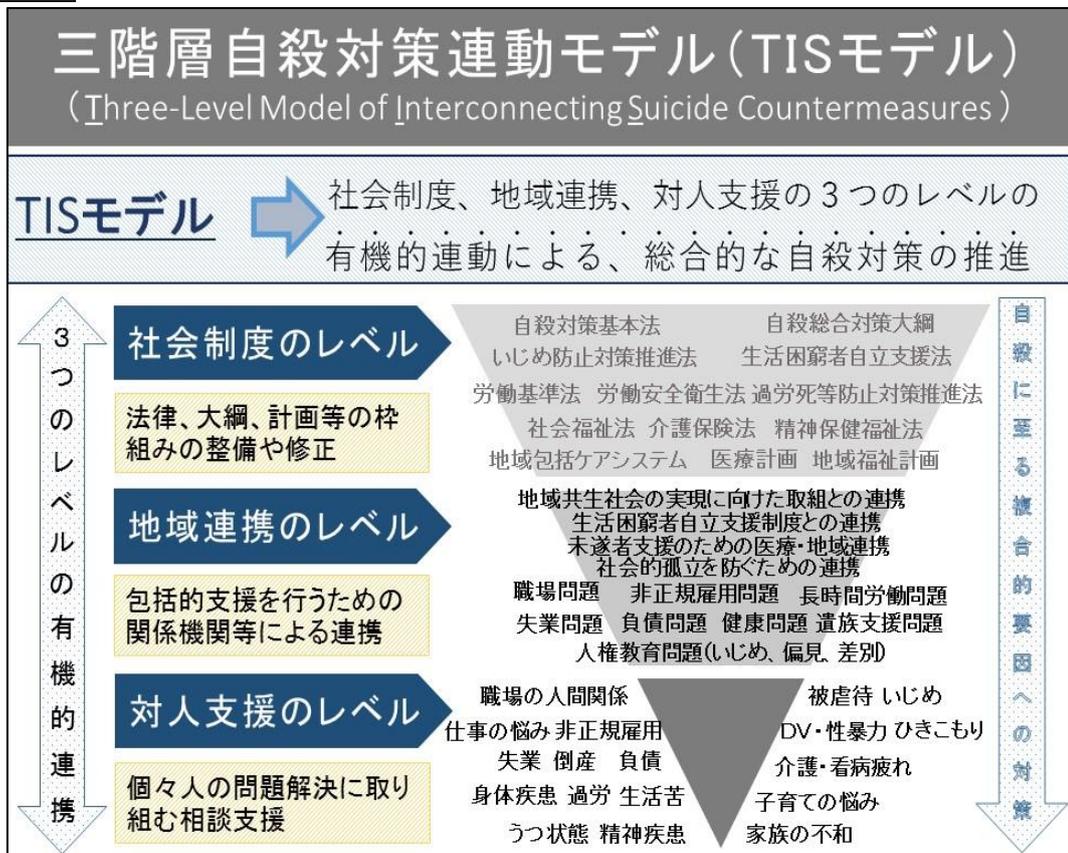
28
29 自殺対策は、自殺リスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレ
30 ベル」、支援者や関係機関同士の連携を深め、様々な支援の網の目からこ
31 ぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらに支援制
32 度の整備等を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の構
33 築を図る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができ

1 ます。社会全体の自殺リスクの低下につながる効果的な対策を講じるため
 2 ために、様々な関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルに応じた取組
 3 を推進していくことが大切です。

4 また、自殺が発生する前の段階における啓発等の「事前対応」、自殺が
 5 起こりつつある状況に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてし
 6 まった場合における「事後対応」の3つも挙げられ、それぞれの段階に
 7 応じた施策を実施していく必要があります。

8
 9

図14 三階層自殺対策連動モデル



10
 11

【出典】自殺総合対策推進センター「三階層自殺対策連動モデル」

12
 13

(4) 実践と啓発を両輪として推進

15 自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりえる危機」である
 16 ため、危機に陥った場合には周囲に支援を求める必要があるということが、
 17 地域全体の共通認識となるよう普及啓発活動を行っていきます。

18 また、自殺に追い込まれるような原因となる、様々な問題を解決するた

1 めの相談対応や各種制度等による生きることへの支援を実践していくこ
2 とで、実践と啓発を両輪として自殺対策を進めていきます。

4 (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進 5

6 熊本市では、様々な施策を行っている市内の各課が情報を共有し、連携
7 を図っていくため、2007（平成 19）年から熊本市自殺対策連絡会を設置
8 しています。また、2018（平成 30）年には、自殺対策の施策を総合的に
9 推進するため、市長を本部長とした自殺対策推進本部を設置し、熊本市役
10 所が一体となって自殺対策を行う体制を整えました。

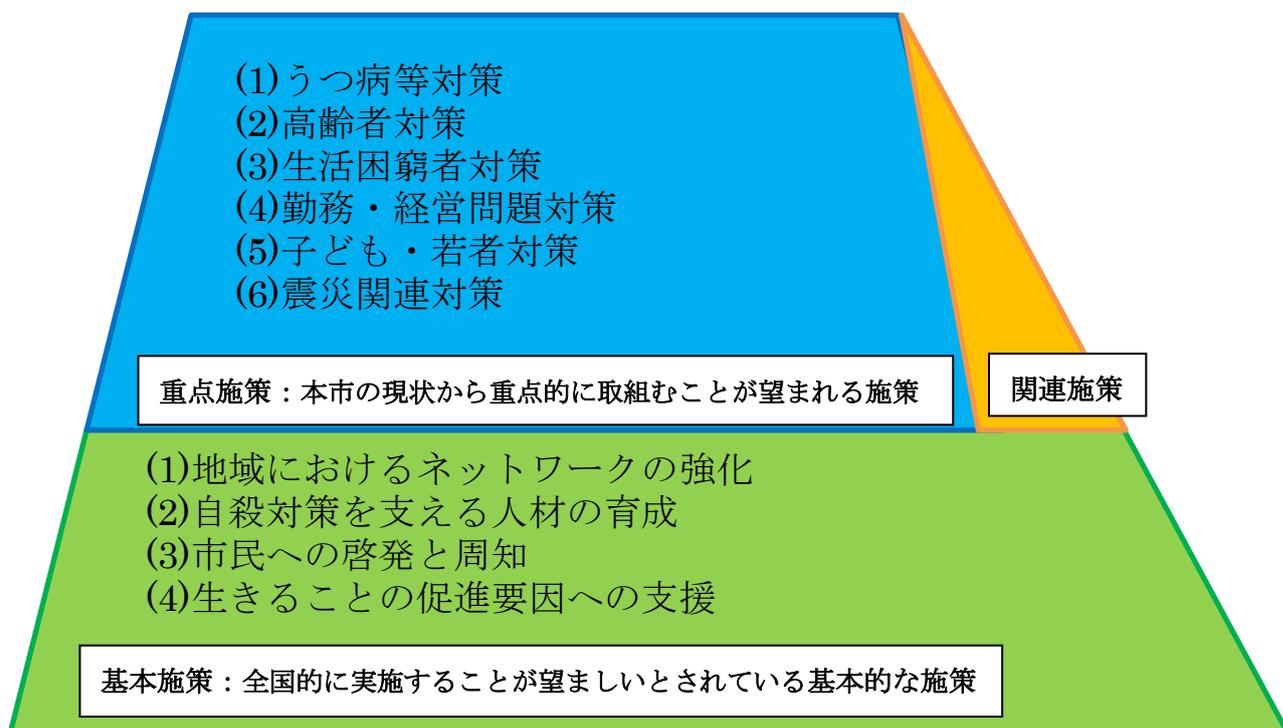
11 関係機関との連携という点では、2010（平成 22）年に設置した熊本市
12 自殺対策連絡協議会を通して、関係機関が行っている施策を把握し、意見
13 交換を行うなど、必要な連携を図っています。

2 施策の体系

本計画では基本方針の下、自殺対策を効果的に推進するため、関連する施策を次の3つに分類しました。国が定める地域自殺対策政策パッケージにおいて全国的に実施することが望ましいとされ、実践と啓発を網羅した幅広い内容となっている基本施策、本市の自殺の現状から重点的に取り組むことが望まれる重点施策、基本施策及び重点施策にはあたらないが自殺対策に資する施策である関連施策と定めています。

このように施策の体系を定めることで、自殺対策に関する施策を生きることの包括的な支援として推進していきます。

図 15 熊本市における自殺対策施策の体系



3 基本施策

基本施策は、国が定める地域自殺対策政策パッケージにおいて全国的に実施することが望ましいとされている次の4つを掲げています。

これらは地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組になります。

これらの施策を連動させて、総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進するための基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。それは自殺対策に特化したものだけでなく、他の事業を通じて地域で展開されるものも含まれます。ひとつひとつのつながりが、地域住民を支えるつながりとなり、最終的に自殺対策に貢献していくものになります。

ア 自殺対策としてのネットワーク

取組	内容【担当課等】
自殺対策連絡協議会	国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関・民間団体等との緊密な連携を図るとともに、地域の自殺対策を総合的に推進するため、関係機関の代表者や専門家等による自殺対策連絡協議会を開催する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
熊本救急医療自傷・自殺問題対策協議会	救急医療現場の自傷・自殺に関する調査・研修・多職種連携ワーキンググループ活動を行う。 【実施機関：国立病院機構熊本医療センター】

イ 関連施策を通じたネットワーク

取組	内容【担当課等】
地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談や見守り、権利擁護等の支援を行う。 【高齢介護福祉課】

取組	内容【担当課等】
まちづくり活動	校区自治協議会や町内自治会の活動及び各種の地域活動を通じたまちづくり活動により、住民相互の支えあいや不安解消、生活向上につながる。 【各まちづくりセンター】

1
2
3
4
5
6
7
8

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、それを支える担い手の存在が不可欠です。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組となります。様々な分野で活動する関係者だけでなく、住民一人ひとりがその担い手となるよう、研修等を通して人材育成を行っていきます。

取組	内容【担当課等】
自殺予防研修会(支援技術修得等)	自殺予防に関する相談の技術を支援者が高めることを目標として、専門的知識及び技術の習得を目的とした研修を行う。【こころの健康センター】
ゲートキーパー養成研修会	支援者等を対象とした、ゲートキーパーに関する研修を行う。【こころの健康センター】
自助グループ等育成	悩みを抱えた市民が互いに支えあうための自助グループ等の組織の育成について協力を行うことで、重層的な支援を行う。 【こころの健康センター】

9
10

(3) 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化したり、自殺対策を支える人材を育成しても、地域住民が相談機関や取組の存在を知らなければ適切な支援につなげることができません。生きることを支える情報と市民との間をつなぐため、SNS等も活用しながら様々な相談機関の案内や啓発活動に力を入れていきます。地域全体に向けた啓発や相談機関等の情報の周知を図ることで、様々な問題に悩む人とそれを支援する人との接点を増やしていきます。

取組	内容【担当課等】
自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発	市民の自殺予防に関する意識を醸成するため、ラジオや市政だより、SNS等を通して、自殺予防に関する啓発活動を実施する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
自殺予防啓発講演会	市民及び支援者を対象とした、自殺の理解を深める講演会の開催。【こころの健康センター】
ふれあい出前講座	市民団体等に対して依存症、ゲートキーパーに関する出前講座の実施。【こころの健康センター】
自死遺族への理解促進	自死遺族支援に関する講演会の開催やリーフレットを作成し、広く市民に配布する。 【こころの健康センター】
人権啓発推進及び相談	人権尊重の共生社会を目指すため、市民参画と協働による人権教育・啓発の推進を行い、人権尊重意識の高揚を図るとともに市民からの人権に関する相談を受ける。 【人権推進総室、各区総務企画課】
性的マイノリティへの理解促進	性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさや悩みなどを周りの人たちが理解し、偏見や差別を無くしていくため、性的マイノリティの基礎知識に関する市民向けセミナーを開催し、性的マイノリティに関する基礎的な知識を記載したリーフレットを作成し、広く市民に配布する。 【男女共同参画課】

取組	内容【担当課等】
DV・デートDV防止啓発	外部から気付かれにくく、周囲にも相談しづらいといった特徴があるDV・デートDVの内容と相談窓口を記載したリーフレットを作成し、広く市民に配布する。 【男女共同参画課】
いのち支える相談窓口の周知	自殺は様々な原因によって引き起こされるものであるため、悩んでいる方に対し、様々な問題の相談先を記載したリーフレットを配布する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
「メンタルヘルスクまもと」冊子の配布	メンタルヘルス全般、精神疾患、発達障害、高次脳機能障害、認知症、職場のメンタルヘルス対策、社会資源情報など幅広いテーマを精神科医師、臨床心理士が分担執筆し、こころの健康の理解を深めるために配布する。 【実施機関：熊本県精神保健福祉協会】
ホームページを使った医療機関等の情報提供	精神科医療機関など社会資源の情報を提供し、市民の利便性を向上させメンタル不調へ早期発見・早期治療につなげ、自殺予防を図る。 【実施機関：熊本県精神保健福祉協会】
自殺対策シンポジウムの開催	年に1回、自殺対策に関連する事柄について、市民への啓発等を図るため、一般市民を対象とした自殺対策シンポジウムを開催している。 【実施機関：熊本県弁護士会】
自殺対策に関する講演会の開催	若年層の自殺対策として、来年2月に「若年層の自殺を考える」（仮題）公開講演会とシンポジウムの開催。 【実施機関：熊本いのちの電話】

1 ※自殺予防とメディア報道

2 世界保健機関は「自殺予防メディア関係者のための手引き」を作成し、メ
3 ディアの自殺に関する報道によって模倣自殺が引き起こされることに警鐘を鳴ら
4 しています。

5 自殺に関する報道は、自殺に傾く人が助けを求めることにつながったり、新
6 たな支援策が検討されるようになったりと肯定的な効果をもたらすことが期待
7 される反面、そのやり方次第では、自殺に傾く人を自殺に導いてしまうという
8 望まない結果を生んでしまうことにもつながる可能性があります。

9 自殺に関する報道による望まない結果を生まないためにも、この手引きに沿
10 った報道が期待されます。

自殺予防 メディア関係者のための手引き
— メディア関係者のためのクイック・リファレンス —

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う。
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。
あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない。
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない。
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない。
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない。
- 見出しのつけかたには慎重を期する。
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する。
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする。
- 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする。
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する。
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る。

11

【出典】WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008 年改訂版日本語版）

訳 河西 千秋（横浜市立大学医学部精神医学教室）

1

2

取組	内容【担当課等】
依存症当事者グループミーティング	依存症当事者を対象とした、依存症の回復プログラムを用いたグループミーティングを行う。 【こころの健康センター】
依存症家族教室	依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る場の提供。 【こころの健康センター】
依存症自助グループ支援	依存症等の自助グループ、家族会への支援。 【こころの健康センター】
依存症研修会	支援者を対象とした、依存症に関する研修会。 【こころの健康センター】
男女共同参画に関する一般相談	夫婦、家族、財産、仕事、心の悩み、性的マイノリティに関する事など、様々な悩みについて相談を受け、傾聴・共感し、必要なアドバイスをすることで、悩みを和らげたり問題解決を支援する。 【男女共同参画課】
男女共同参画に関する専門相談	弁護士や臨床心理士といった専門家による相談を行い、専門的なアドバイスや法的な解決方法等を相談者に教示することで、悩みや問題の早期解決につなげる。 【男女共同参画課】
自殺予防いのちの電話相談	失業・借金・心の病等様々な悩みを抱えた方からの電話相談を24時間年中無休で受け付けている。なお、毎月10日は24時間通話料無料で受信している。 【実施機関：熊本いのちの電話】
熊本こころの電話相談	こころの均衡を失い、精神的に危機状況にある人に対して、一定期間の養成研修を受けたボランティアカウンセラーによる電話相談を受け付ける。 【実施機関：熊本県精神保健福祉協会】
精神科病院における出張法律相談	熊本県下の精神科のある複数の病院に相談員を派遣し、患者等を対象とした法律相談を実施している。 【実施機関：熊本県弁護士会】

取組	内容【担当課等】
通常相談電話受診体制の強化	通常電話のうち、特に深刻な相談が多い深夜帯（22時から7時）受診強化のため、九州内4センターでナビダイヤルを利用した共同受診体制を実施する。 【実施機関：熊本いのちの電話】

1

2 イ 配偶者暴力支援の充実

取組	内容【担当課等】
配偶者暴力相談	配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者から相談を受け、相談者の気持ちに寄り添いながら必要な支援を行うことで安心した生活を送れるようにする。 【男女共同参画課、各区福祉課、各区保健子ども課、子ども政策課】

3

4 ウ 犯罪被害者支援の充実

取組	内容【担当課等】
犯罪被害者支援	犯罪被害にあった当事者または遺族の相談等を受け、関係機関を紹介する。 【生活安全課、各区総務企画課】

5

6 エ ひきこもりへの支援の充実

取組	内容【担当課等】
ひきこもり対策	ひきこもり状態にある本人や家族の支援を行うことで、精神的な不安や負担の軽減を図り、孤立を防ぐ。 【こころの健康センター（ひきこもり支援センターりんく）】

7

8 オ 自死遺族・未遂者等支援

取組	内容【担当課等】
自死遺族相談	悩みや苦しみを抱えた自死遺族へ電話や面接等による相談を行う。 【こころの健康センター】

取組	内容【担当課等】
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くされた方が悩みや苦しみを話し、分かち合う会を開催する。 【こころの健康センター】
《新規》自殺未遂者等に対する支援	自殺未遂者やその家族を支援するため、専門の相談員を配置し、関係機関と連携して相談対応等を行う。 【こころの健康センター】

1

2 カ 性的マイノリティ支援

取組	内容【担当課等】
男女共同参画出前講座(性的マイノリティに関する講座)	性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさや悩みなどを周りの人たちが理解し、偏見や差別を無くしていくため、性的マイノリティの基礎知識に関する講座の開催を希望する市民・企業等（10名以上）に専門家を講師として派遣する。 【男女共同参画課】
人権教育主任研修会	教職員等に対する性的マイノリティの人権課題についての講話を行うことで、性的マイノリティへの理解を深める。 【人権教育指導室】

3

4

【基本施策の成果指標】

指標	現状	目標値等
熊本市自殺対策連絡協議会の開催回数	年1回	年1回
ゲートキーパー養成者数	1,047人	2,000人
SNSによる啓発記事の閲覧者数（リーチ数）	0件	20,000件

5

6

1 4 重点施策

2 自殺総合対策推進センターが作成した「熊本市地域自殺実態プロフィール」
 3 では、推奨される重点パッケージと地域の主な自殺の特徴が次のように示され
 4 ています。

5 推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 勤務・経営
---------	-----------------------

6 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計）、公表可能）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	79	13.2%	34.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	50	8.4%	13.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳有職同居	46	7.7%	13.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳無職同居	43	7.2%	157.2	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:女性 40～59歳無職同居	43	7.2%	20.9	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

7 *自殺率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

8 **「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

9
 10 こうした点から、本市では「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営問題対策」
 11 に関わる自殺対策への取組に加えて、自殺の原因の第 1 位となっている「健康
 12 問題」を踏まえた「うつ病等対策」、本市の 20 歳未満から 40 歳代までの自殺者
 13 の割合が全国に比べてやや高い数値を示していることを踏まえた「子ども・若
 14 者対策」、さらに、熊本地震からの復興期であるという点を踏まえた「震災関連
 15 対策」のこれら 6 つの施策を重点的に進めていきます。

16

(1) うつ病等対策

自殺の原因を分析してみると、健康問題が一番多く挙げられています。なかでもうつ病等の精神疾患を原因としている方は多く、その方々への支援が必要になっています。

しかしながら、精神疾患や精神科医療に対する偏見などから、精神科を受診することに抵抗を感じる方は少なくありません。うつ病は誰もがかかりうる病気であり、他の身体疾患と同様に早期に発見し治療することにより、早期回復が見込まれます。相談支援を充実させ、うつ病等の早期治療につなげることで、自殺予防を進めていきます。

さらに、「うつ」そのものが自殺の原因と思われがちですが、人がその状態に陥るには、日常生活における様々な心理的負担が生じています。一人ひとりの困りごとに寄り添うことが、結果的に自殺を防ぐことになることから、包括的な取組を進めることで、「うつ」の予防につなげます。

取組	内容【担当課等】
《新規》ストレスチェックの普及・啓発	市民がいつでも自分でストレス状態を確認し、必要な相談支援を受けられるように、市ホームページにストレスチェックアプリを導入する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	うつ病等の患者の早期発見、早期治療を行うため、内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病等に関する専門的な養成研修を実施する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
母親の心のケア推進	産後の心身共に不安定な時期において産後うつ病等を早期発見し、早期支援につなげる。 【子ども政策課、各区保健子ども課】
養育支援家庭訪問	産後うつ等特に支援を行うことが必要な世帯に対し、保健師・助産師・ヘルパー等が家庭訪問し、適切な養育の実施を確保する。 【各区保健子ども課】

取組	内容【担当課等】
小規模事業者等への保健指導	①メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談。②高ストレス者・長時間労働者に対する面接指導③健康診断結果についての医師からの意見聴取（就業区分判定） 【実施機関：熊本地域産業保健センター】
うつ病予防対策	うつ病予防対策、事前の対策としてメンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導及び高ストレス者・長時間労働者への意思による面接指導を行う。 【実施機関：熊本地域産業保健センター】
うつ病等に関する講演会の共催・後援	うつ病対策や予防・治療などの講演会の共催・後援を行う。 【実施機関：熊本市医師会】
うつ病等に関する講演会の主催	会員向けの勉強会（学術アーベント）においてうつ病に関する講演会を開催する。 【実施機関：熊本市医師会】

1

2

(2) 高齢者対策

高齢者は身体疾患、家族との死別や離別等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の多くの問題を抱えやすくなります。また、近年、独居や高齢者のみの世帯が増え、高齢者は家族とのつながりが希薄になりやすい状況になっています。孤立してしまうことで、自宅に閉じこもりがちになり、健康状態や身体機能の悪化につながったりすることも考えられ、さらには自殺リスクを高める可能性もあります。今後高齢化はさらに進行していくことから、介護にまつわる悩みや問題を抱える世帯が多くなる可能性もあります。

これらのことから、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人への支援のみならず、家族や地域ぐるみの支援を行っていくことが重要です。具体的には、生きがいつくりや地域包括ケアシステムの構築など様々な取組を実施して、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

取組	内容【担当課等】
老人福祉センターの運営	高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、地域の交流を図ることで、生きがいつくりと社会参加を促す。 【高齢介護福祉課】
高齢者技能習得センターの運営	高齢者が技能習得を行う機会と場を設け、積極的な社会参加の促進を図る。 【高齢介護福祉課】
高齢者権利擁護	成年後見制度利用への支援や関係機関と連携して高齢者虐待防止に取り組むことで、高齢者の人権を尊重し、尊厳を保持する。【高齢介護福祉課】
地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談や見守り、権利擁護等の支援を行う。 【高齢介護福祉課】
認知症高齢者見守り体制	認知症地域支援推進員による認知症高齢者の見守り体制づくりの推進することで、本人やその家族の支援を行う。 【高齢介護福祉課】
認知症コールセンターの運営	認知症コールセンターを運営することで、認知症高齢者やその家族が相談できる体制を整える。 【高齢介護福祉課】

取組	内容【担当課等】
老人憩の家の運営	高齢者等の教養の向上、レクレーション、集会のための場を提供し、生きがいをづくりと社会参加を促進する。【高齢介護福祉課】
ジュニアヘルパー養成	中学生が近隣の独居高齢者宅を訪問し、話し相手等の見守り活動を行い、生きがいをづくりと社会参加を促進する。【高齢介護福祉課】
認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト養成研修の実施を通して認知症に対する正しい理解の普及啓発の推進を図る。【高齢介護福祉課】

- 1
- 2
- 3

(3) 生活困窮者対策

1
2 本市の2012(平成24)年から2016(平成28)年における自殺者のうち、
3 6割を無職者が占めています。この5年間での「経済・生活問題」を原因
4 とした自殺者は86人となっており、生活困窮者の自殺は課題の一つとなっ
5 ています。生活困窮者への支援は生活扶助等の金銭給付による支援だけ
6 なく、本人の自立を促すための支援も必要になります。

7 また、国としても生活困窮者の自殺問題に関する対策が必要との認識を
8 示しており、2016(平成28)年7月に厚生労働省より「生活困窮者自立支
9 援制度と自殺対策施策との連携について」という通知が発出されました。
10 この通知では、「自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気
11 の悩み等の健康問題、人間関係問題のほか、地域・職場のあり方の変化な
12 ど様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係
13 している」ことを踏まえて、自殺を防止するためには「精神保健の視点だ
14 けでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生
15 きる支援を展開することが重要」としています。

16 このように、国全体としても生活困窮者の自殺問題は大きな課題である
17 との認識を持っており、熊本市でも同様の認識を共有し、必要な対策を進
18 めていきます。

取組	内容【担当課等】
多重債務相談	多重債務に関する相談について、司法書士による法的、専門的なアドバイスを行い、債務を見直し、生活再建を一緒に考えることで相談者の経済的及び精神的負担軽減につなげる。 【生活安全課消費者センター】
生活保護業務	申請相談や通常のケースワークの中で不安や悩みの相談を受け、助言や関係機関へのつなぎの支援を行う。 【各区保護課】
生活困窮者自立支援	生活困窮者の困りごとを傾聴し、相談者の気持ちに寄り添いながら相談者の状況に応じた支援策を提案し、関係機関と連携して自立に向けた支援を行うことで、経済的な自立並びに精神的な安定を支援する。 【保護管理援護課、福祉相談支援センター】

取組	内容【担当課等】
一時生活支援	解雇や派遣労働者の雇止め等によりホームレスとなることを余儀なくされた生活困窮者に、有期で宿泊場所・衣食の提供をおこなう一時的な宿泊施設を確保し、個々の状況に応じ、自立に向けて必要な生活基礎訓練や関係機関と連携した就労支援等を行う。 【保護管理援護課】
就労準備支援	直ちに一般就労することが難しい生活困窮者に、一般就労に向けた基礎力形成等の支援をおこなう。 【保護管理援護課】
家計相談支援	生活困窮者の安定的な生計維持と困窮状態からの早期の脱却を目的として、生活困窮者の家計に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて支出の節約に関する支援や生活に必要な資金の貸付の斡旋等により、継続的に家計支援を行う。 【保護管理援護課】
暮らしとこころの悩みの相談会（再掲）	こころの悩み、経済的な悩み、法的な悩み等を相談できる場の提供として、精神科医・弁護士・臨床心理士・ハローワーク・生活自立支援センター等による包括相談会（年4回開催）の開催。 【こころの健康センター・熊本県弁護士会】

- 1
- 2
- 3

(4) 勤務・経営問題対策

近年、全国的に過労等による自殺が問題になっていることから、労働者の勤務問題対策についても取り組んでいきます。労働者が自殺に至るきっかけは必ずしも勤務問題によるものではありませんが、職場環境の変化や長時間労働による心身状態の悪化や、セクハラ・パワハラ等のハラスメントによるうつ病の発症等によって、最終的には自殺へ追い込まれてしまうということも考えられます。

また、本市では、2012（平成 24）年から 2016（平成 28）年の有職者の自殺のうち、自営業・家族従業者が占める割合が全国に比べて高い割合となっています（地域自殺実態プロフィールより）。また、平成 28 年の熊本地震で被害を受けた個人事業主や中小企業も多く、震災からの復興という面でも支援が必要であるものと考えています。

こうした現状を踏まえて、熊本市でも勤務・経営問題に対する取組を次のとおり進めていきます。

ア 勤務問題対策

取組	内容【担当課等】
働き方相談所	就職・再就職（転職）を考えている方、今の仕事について悩んでいる方等就業に関する悩みのある方などを対象にハローワークの職員が個別に相談に応じ、効果的な就業支援につなげる。 【男女共同参画課】（男女共同参画センターはあもにい）
労働相談窓口	熊本県社会保険労務士会による労働に関する相談窓口を設置し、労使トラブルに対するアドバイス等により、精神的負担を軽減する。 【経済政策課しごとづくり推進室】
小規模事業者等への保健指導（再掲）	①メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談②高ストレス者・長時間と労働者に対する面接指導③健康診断結果についての医師からの意見聴取（就業区分判定） 【実施機関：熊本地域産業保健センター】

取組	内容【担当課等】
うつ病予防対策（再掲）	うつ病予防対策、事前の対策としてメンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導及び高ストレス者・長時間労働者への意思による面接指導を行う。 【実施機関：熊本地域産業保健センター】
男女共同参画出前講座(セクハラ・パワハラ等の各種ハラスメント防止)	セクハラ・パワハラ等の各種ハラスメント防止に関する講座の開催を希望する市民・企業等（10名以上）に対し、弁護士や社会保険労務士などの専門家を講師として派遣する。【男女共同参画課】
暮らしとこころの悩みの相談会（再掲）	こころの悩み、経済的な悩み、法的な悩み等を相談できる場の提供として、精神科医・弁護士・臨床心理士・ハローワーク・生活自立支援センター等による包括相談会（年4回開催）の開催。 【こころの健康センター・熊本県弁護士会】
職場のメンタルヘルス研修会	一般企業、医療機関、地方自治体等に勤務する労働者の心の健康づくりの啓発、メンタルヘルスへの取り組み（セルフケア・ラインによるケア）の研修を人事労務、管理監督者向けに行う。 また、ハラスメント等によるいじめ・嫌がらせに起因する自殺者を減らすための研修を人事労務、管理監督者向けに行う。 【実施機関：熊本県精神保健福祉協会】

1

2 イ 経営問題対策

取組	内容【担当課等】
熊本市倒産関連中小企業者に対する利子補給	倒産した企業への売掛金等の焦げ付き、大規模小売店の進出に伴う売上不振等に伴い融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行い、経営基盤の安定化に資する。 【商業金融課】
熊本地震特別融資利子補給	熊本地震で被災した中小企業への新規貸付に対する3年間の利子補給を行い、経営基盤の安定化に資する。 【商業金融課】

取組	内容【担当課等】
農業金融対策	<p>農業制度資金を借り入れた者に利子補給や保証料助成を行うことで、経費の負担軽減を図り、生活不安の緩和につなげる。</p> <p style="text-align: right;">【農業支援課、東農業振興課】</p>

1

(5) 子ども・若者対策

1
2 本市では2012（平成24）年から2016（平成28）年における40歳未満の
3 自殺者の割合は、全国に比べてやや高くなっています。そのため、子どもを
4 含めた若年層への自殺対策に力を入れていく必要があります。

5 自殺に至るには様々な要因があります。それらは人生の中で誰もが直面す
6 る可能性がある危機であり、そうした問題への対処方法や相談先に関する情
7 報を早期に身につけることで、将来の自殺リスクの軽減につなげることがで
8 きると考えます。

9 さらに2017（平成29）年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、「こ
10 ども・若者の自殺対策をさらに推進する」ことが自殺対策の重点施策に追加
11 され、子どもの貧困対策やひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、
12 子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進の必要性が示されまし
13 た。

14 子ども・若者に対する自殺対策は、現在の自殺予防に資するだけでなく、
15 将来の自殺リスクを軽減することにもつながります。このようなことから、
16 本市では子ども・若者の自殺対策を推進していきます。

取組	内容【担当課等】
児童に関する相談援助	児童虐待、非行、養育困難等に関する相談援助により、子どもの福祉の向上、権利擁護を図る。 【児童相談所】
学習支援	生活保護受給世帯の中学生を対象者として、学習会及び社会文化体験活動、キャリアに関する講演会等を開催し、学習支援を行うほか、子どもの居場所として学校生活についての相談にも対応する。 【保護管理援護課】
子ども・若者総合相談	電話・メール・FAXなどにより、24時間365日体制で子ども・若者に関するあらゆる相談を受け、悩みを傾聴しつつ助言及び情報提供を行うことで、困難を抱える相談者の不安を取り除き、精神状態の安定につなげる。また、緊急・困難なケースについては、関係機関と連携し、早期支援につないでいる。【子ども・若者総合相談センター】

取組	内容【担当課等】
要保護児童相談	要保護児童・特定妊婦の早期発見と早期対応、関係機関との連携を行い、保護者の精神面を把握して対応していくことで地域で生活する家族の支援を行うことにつながる。【各区保健子ども課】
思春期精神保健福祉研修会	教育関係者及び精神保健福祉業務に従事する支援者を対象に思春期における「発達障がい」や「精神疾患」等について理解を深める研修会を開催する。【こころの健康センター】
《新規》SNSによるこころの悩み相談（再掲）	様々な悩みを抱える方が電話や面談によらず相談できるように、LINE等のSNSを使った自殺予防相談を受け付ける。【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
命の大切さを実感できる授業実践	「特別の教科 道徳」における〈生命の尊さ〉、保健体育や特別活動における〈心の健康〉等の指導を通し、児童生徒が生命のかけがえのなさを実感するとともに、不安や悩み、ストレスへの対処の仕方、きつい思いを抱えている友達への接し方等について理解し、行動しようとする態度の育成を目指す。【指導課、健康教育課】
定期的なアンケートの実施	毎月実施する「きずなアンケート」、年に1回実施の「心のアンケート」により、いじめや悩み等、児童生徒が声をあげられる機会を確保し、適切な相談、対応等に努める。【総合支援課】
いじめ防止等対策	本市の実情に応じたいじめ防止に関する基本方針に基づき、総合的・効果的にいじめ防止等の対策を推進することで、いじめの早期発見・防止を図る。また、いじめ防止基本方針に「いじめを受けたり、いじめを発見した児童生徒がすぐに相談しようとする早期発見の意識と態度を高める」ことを盛り込み、早期発見につながる意識の醸成を図るとともに、学校ホームページ等に掲載することで、保護者や地域の理解と啓発を促す。【総合支援課】

取組	内容【担当課等】
学校等における相談体制の充実	各学校において、担任、教育相談担当者を中心に児童生徒の悩み等に対応する相談体制作りに努めている。また、市教委においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、専門家による相談ができる体制を整えている。 【総合支援課】
相談窓口一覧の周知	身近な人に相談できない児童・生徒が気軽に相談できるよう、市内外の相談機関一覧表を作成し、周知する。 【総合支援課】

1

2

(6) 震災関連対策

1
2 本市は2016(平成28)年4月の熊本地震によって多くの被害を受けました。
3 これまで、市をあげて災害からの復興に取り組んでおり、今後もこれらの取
4 組は必要であるものと考えています。それぞれが復興への道を進んでいく中、
5 被災された方々のあいだでは、復興が順調に進んでいる方とそうではない方
6 とのあいだで格差が生じてくることが懸念されます。また、自殺された方
7 中には、災害関連死として認定された方もおられます。これらのことから、
8 今後、災害が関連した自殺が増えないようにするため、市民一人ひとりの復
9 興に向けた細やかな支援に取り組んでいきます。

10 11 ア 相談支援

取組	内容【担当課等】
総合相談窓口の設置	被災者の状況を聞きながら必要な支援制度を案内することを通じて、生活再建及び住宅再建を支援する。 【復興総室、各区福祉課】
地域支えあいセンターによる支援	専門職の訪問による見守りや健康相談により、応急仮設住宅入居者の日常生活を支え、状況に応じたきめ細かな支援を実施する。 【復興総室、各区福祉課】
被災者支援無料法律相談	熊本地震被災者が抱えている悩み事の解決を支援するために、弁護士による無料法律相談窓口を設置。 【復興総室】
個別相談会等の開催	熊本地震により被災され、悩みや問題を抱え未だ再建が進まない方々のために、行政や専門機関による相談会を実施し、早期に生活・住まいの再建が図れるように支援する。 【復興総室、各区福祉課 他】
被災者見守り対策強化	緊急時の通報手段を確保するとともに、定期的な安否確認を行うことで、仮設住宅での生活における精神的不安の軽減につながる。 【健康福祉政策課】

取組	内容【担当課等】
暮らしとこころの悩みの相談会（再掲）	こころの悩み、経済的な悩み、法的な悩み等を相談できる場の提供として、精神科医・弁護士・臨床心理士・ハローワーク・生活自立支援センター等による包括相談会（年4回開催）の開催。 【こころの健康センター・熊本県弁護士会】

1

2 イ 住宅再建支援

取組	内容【担当課等】
伴走型住まい確保支援	住まい再建が進まない被災者の課題を把握し、不動産情報等の案内や再建に向けたきめ細かな支援を実施する。 【復興総室】
自宅再建利子助成	熊本地震被災者が、自宅再建のために、金融機関等より融資を受けた場合、その利子の一部を補給し、自宅再建を支援する。（平成32年2月28日まで） 【復興総室】
リバースモーゲージ利子助成	熊本地震により被災した高齢者世帯を対象にした金融機関等の住宅再建に係る利子を補給し、住宅再建を支援する。（平成32年2月28日まで） 【復興総室】
恒久住宅転居経費助成	恒久住宅へ転居する際の引越し費用に対して助成を行う。（平成32年2月28日まで） 【復興総室】
民間賃貸住宅入居初期経費助成	恒久住宅として民間賃貸住宅へ入居する際の礼金等に対して助成を行う。（平成32年2月28日まで） 【復興総室】
宅地復旧支援（熊本地震復興基金）	被災宅地における復旧費等の補助による支援を行うことで、被災者の経済的及び精神的負担軽減につながる。 【震災住宅支援課】
災害公営住宅整備	住宅を失った被災者の生活再建を支援することで、将来に向けての生活の不安を解消する。 【震災住宅支援課】

取組	内容【担当課等】
被災者住宅支援	熊本地震で被災した住宅の応急修理や、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本市が借り上げることで、被災者の生活再建を支援する。 【震災住宅支援課】
応急仮設住宅管理	災害救助法に基づき建築した応急仮設住宅について、維持管理を行うことで、被災者の生活の不安を解消する。 【震災住宅支援課】

1

2 ウ 生活再建支援

取組	内容【担当課等】
生活再建に関する情報提供	被災者の生活再建や日々の暮らしに役立つ情報を提供することで、今後の生活再建に向けた不安の解消を図る。 【復興総室】
熊本地震災害義援金支給	全国から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分し、被災者の生活再建を支援する。 【復興総室】
熊本地震災害弔慰金支給	熊本地震によって死亡した方のご遺族または重度の障害を負った方の生活再建を支援する。 【復興総室】
熊本地震災害見舞金支給	経済面から被災者の生活再建を支援する。 【復興総室】
熊本地震特別融資利子補給(再掲)	熊本地震で被災した中小企業への新規貸付に対する3年間の利子補給を行い、経営基盤の安定化に資する。 【商業金融課】
災害援護資金貸付	熊本地震や九州北部豪雨等の災害の被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活を立て直すためにその資金を貸付ける。 【健康福祉政策課】

3

4

1 5 関連施策

2 本市で実施している様々な事業の中で、今回の計画に掲げる基本施策・重点
 3 施策以外で自殺対策につながる取組があります。それらの取組を関連施策とし
 4 てまとめております。これらの施策を実施することによって、自殺リスクを軽
 5 減していきます。

6

取組	内容【担当課等】
精神科救急医療体制整備	精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、救急時の精神科医療体制の充実・強化を図る。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
精神通院医療給付	精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する症状にある者に対し、自立支援医療費の支給を行う。【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
措置入院・移送	自傷等の虞がある精神障がい者の医療・保護を目的として強制入院に必要な診察及び移送を行う。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室・警察署】
精神障害者地域生活移行支援	精神障害者の地域における生活を支援し、社会参加と自立を推進するため、必要なサービスを総合的に提供していく体制を整備する。 【障がい保健福祉課精神保健福祉室】
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者（児）の医療費の一部を助成することで経済的・精神的負担軽減につなげる。 【障がい保健福祉課】
障がい者相談支援センター	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう各種相談や必要な支援を行う。 【障がい保健福祉課】
障がい者地域活動支援	地域活動支援センターにおいて障がい者の日中活動の場の提供や困りごとなどへの相談を受け、地域において自立した日常生活や社会生活ができるように支援を行う。【障がい保健福祉課】

取組	内容【担当課等】
障がい者就労・生活支援センター	障がい者の就労に関する相談（就職支援、職場定着、就労に向けての生活環境整備）に対する支援を行う。 【障がい保健福祉課】
障がい者虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うことで障がい者の精神的負担解消に寄与する。【障がい保健福祉課】
特別障害者手当及び特別児童扶養手当支給	障がい者、障がい者を監護・養護する父母等に手当を支給することで、生活困窮状態に陥ることを防ぐための支援を行う。【障がい保健福祉課】
成年後見制度利用支援	判断の能力が低下した障がい者の成年後見の申立てを行い、後見人等の報酬の一部を助成することで、障がい者の権利・利益を擁護する。 【障がい保健福祉課】
納税相談	納税相談の際に、必要に応じて徴収の猶予制度を活用し、福祉部門への相談などを案内する。 【納税課】
公民館主催講座	公立公民館にて、ハンセン病や発達障がい等のテーマで人権問題に関する教養講演会を開催し、市民の人権意識の高揚を図る。 【生涯学習課】
女性の権利 110 番	男女共同参画週間に合わせ、電話や面談によって、女性や性的少数者からの様々な悩みを弁護士が聴き、専門的なアドバイスや法的な解決方法を相談者に教示することで、悩みや問題の早期解決につなげる。 【男女共同参画課・熊本県弁護士会】
女性の生きづらさを考える講座	生きづらさの原因と実態を知り、理解を深めることを通して、自分自身の生き方を前向きに切り開いていくためのきっかけを見出すことを支援する。 【男女共同参画課（男女共同参画センターはあもにい）】

取組	内容【担当課等】
男性の生きづらさを考える講座	<p>生きづらさの原因と実態を知り、理解を深めることを通して、自分自身の生き方を前向きに切り開いていくためのきっかけを見出すことを支援する。</p> <p>【男女共同参画課（男女共同参画センターはあもにい）】</p>
子連れ離婚を考えている方に知っておいてほしいこと（女性編）	<p>DV 被害者、頼る人のいない女性に対して離婚への道筋や相談先、両親の間に立つ子どもが抱えやすい心理など、子どもを持つ女性が離婚を考えるとき、知っておくと役に立つ情報を提供する。</p> <p>【男女共同参画課（男女共同参画センターはあもにい）】</p>
再就職準備講座	<p>子育て期にある母親の再就職を支援するため、家族間で悩みを共有、分かち合い、仕事環境を整えることを目的として実施する。</p> <p>【男女共同参画課（男女共同参画センターはあもにい）】</p>
防災出前講座	<p>災害時における男性と女性のニーズの違い、性暴力・性犯罪防止の啓発、防災会議や避難所運営への女性の参画などの重要性を伝えるほか、自助、共助の面においても支援の在り方、個人的備えの必要性を伝える。</p> <p>【男女共同参画課（男女共同参画センターはあもにい）】</p>
DV 被害者支援セミナー	<p>DV やデート DV の防止に向けて、相談員や支援者等の知識の共有を図り、被害の早期発見につなげるため、専門家によるセミナーを開催する。</p> <p>【男女共同参画課】</p>
DV 対策関係機関ネットワーク会議	<p>DV 被害者支援の連携強化を図るため、関係機関や支援団体と情報共有・意見交換を行う会議を開催する。</p> <p>【男女共同参画課】</p>

取組	内容【担当課等】
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パープルリボンツリーや啓発パネル等の展示をおこない、女性の人権尊重のための意識を啓発する。【男女共同参画課】
生活資金貸付	収入を得るまでのつなぎ資金の貸付を行い、経済的不安の解消につなげる。【健康福祉政策課】
民生委員活動の支援	民生委員の定数確保や研修を通じた資質向上を図り地域福祉の増進に貢献する。【健康福祉政策課】
日常生活自立支援	判断能力が不十分な者に対し福祉サービスの利用援助により地域において自立した生活を送れるように支援する事業費を補助する。【健康福祉政策課・熊本市社会福祉協議会】
災害時要援護者支援	災害時に自力で避難することに支障がある方を、隣近所の方など地域ぐるみで支援していく体制を整える。【健康福祉政策課】
福祉総合相談	女性や高齢者や障害者、生活困窮者などからの福祉全般に係る相談について相談を通じ、相談者が抱える不安や困りごと等を傾聴し、必要に応じて関係機関へのつなぎを行う等相談支援を行う。【保護管理援護課、各区福祉課】
中国残留邦人等支援	日本に帰国したものの、環境変化に対応できず、就労及び生活が困難となった方々への支援を行う。【保護管理援護課】
医療安全相談	医療に関する相談等に対するの助言等を行い、患者と医療機関との信頼関係構築に資する。【医療政策課】
在宅医療相談	在宅療養（医療、介護、福祉）に関する問合せや在宅医療についての不安に関する相談、医療関係者や介護関係者からの地域の医療資源等に関する問合せ等に対応する。【医療政策課】

取組	内容【担当課等】
がん相談ホットライン	がんに関する不安や疑問、相談等にごんサポートセンター専門相談員（がん経験者）が対応し、当事者の不安等を軽減する。また、医療的な相談については、がん相談支援センターなどの情報を提供する。 【医療政策課】
難病相談	熊本県難病相談・支援センター及び関係機関と連携し、訪問相談や交流会等の支援を行う。 【医療政策課】
エイズ及び性感染症対策	エイズや性感染症についての予防啓発・教育や、エイズ相談・検査、支援先の紹介などを行う。 【感染症対策課】
妊娠に関する悩み相談	電話・メール・FAXなどにより、24時間365日体制で妊娠に関する悩み、経済面や育児の不安など多岐に渡る相談を受け、悩みを傾聴しつつ助言及び情報提供を行う。 【子ども・若者総合相談センター】
保健師等による健康教育	心のケアに関する普及啓発を行い、対象者が心の健康に関するセルフケアや相談先を学ぶことで、市民の心の健康の安定を図る。 【各区保健子ども課】
保健師等による訪問指導	母子・成人、要支援者（身体・精神・知的障害者・児、要保護家庭等）の訪問を行い、心身両面の健康支援や安心して生活できる環境の調整等を行う。 【各区保健子ども課】
公民館講座	生涯学習をとおして、仲間づくりや生きがいに寄り添う。 【公民館を併設している各まちづくりセンター】
救急業務	事故や病気による傷病者を、救急隊によって医療機関に搬送する。必要に応じ保健福祉部門との情報共有を行い、相談につなげることで、未遂者の支援に寄り添う。 【救急課】
水道料金・下水道使用料納付相談	給水停止の際には、生活状況等の聞き取りを行い、問題を抱えているようであれば、必要に応じて相談窓口を案内する。 【料金課】

取組	内容【担当課等】
下水道事業受益者負担金の納付相談	相談者の生活状況や困りごと等の聞き取り調査を十分に実施し、問題を抱えているようであれば、必要に応じて相談窓口を案内する。 【給排水設備課】
熊本市民病院運営	自殺の原因で最も多い健康不安を少しでも解消できるように、最善の医療提供に努める。 【熊本市民病院】
非行防止教室	児童・生徒を対象として、SNSやスマートフォンを介した人間関係のトラブルやいじめの問題などを取り上げ、対処方法の指導や注意喚起を行う。 【青少年教育課】
青少年の街頭指導	青少年センター職員が、青少年の非行防止・健全育成のために、毎日中心街の街頭指導を行う。 【青少年教育課】
ストレスチェック事業	職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する。 【教職員課、労務厚生課】

- 1
- 2
- 3

第4章 自殺対策の推進体制

熊本市では市長を本部長とする自殺対策推進本部を設置し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。自殺の原因は様々ありますが、一人で複数の問題を抱えている場合も多く、それぞれの施策が連動して対象者を支援することが必要です。そのような支援を実施するため、幅広い分野の担当部局が参加する、庁内横断的な体制を整えました。

また、推進本部の下に、庁内の関係各課が参加する庁内連絡会を位置付け、具体的な取組と現場レベルでの情報共有を行っていきます。

さらに、本計画の策定にあたっては、熊本市自殺対策連絡協議会での審議も行い、熊本市の関係団体による取組も盛り込んでいます。今後もこの協議会を通して、熊本市の関係団体との連携を図りつつ、自殺対策を進めていきます。

